

# 特別障害者手当等の所得制限(R3年8月以降)

【障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当】

受給資格者(重度障害児又は特別障害者)もしくはその配偶者又は受給者本人と生計を同じくする扶養義務者(同居する受給資格者の父母等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める者)の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

## 特別障害者手当等の所得制限限度額表(単位:円)

扶養親族等の数	受給資格者	配偶者及び扶養義務者
	所得額 (参考:収入額の目安)	所得額 (参考:収入額の目安)
0	3,604,000 (約5,180,000)	6,287,000 (約8,319,000)
1	3,984,000 (約5,656,000)	6,536,000 (約8,586,000)
2	4,364,000 (約6,132,000)	6,749,000 (約8,799,000)
3	4,744,000 (約6,604,000)	6,962,000 (約9,012,000)
4	5,124,000 (約7,027,000)	7,175,000 (約9,225,000)
5	5,504,000 (約7,449,000)	7,388,000 (約9,438,000)

(注)

1 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者についての限度額(所得額)は、上記の金額に次の金額を加算した額とする。

(1)本人の場合は、

①老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円

②特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)1人につき25万円

(2)配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円

2 政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額を加えて表示した額である。